

半島地域活性化優良事列表彰

- 1 趣旨
半島地域の振興についての地域住民の関心と理解を深め、その気運を盛り上げ、全国の半島地域の一層の活性化に寄与する観点から、全国の半島地域のうち、地元の主体的な創意工夫の下に活性化が図られている優良事例について、表彰・情報発信を行うものです。
- 2 実施主体
国土交通省、半島地域振興対策協議会、半島地域振興対策議会議長連絡協議会、全国半島振興市町村協議会
- 3 選定対象
半島地域を構成する市町村
半島地域内に住所を有する個人又は団体
- 4 選定基準
半島地域の活性化について、すぐれた成果を上げ、半島振興対策の先進的、モデル的事例としてふさわしいこと。
半島振興計画等地域の基本的な振興方針と整合性のとれたものであること。特に、半島地域を構成する市町村を選定対象とする場合にあっては、当該事例が半島地域の活性化のための戦略的かつ重点的なプロジェクトとして位置付けられていること。
自主的、主体的な取組により実施されていること。
広域的視点に立って、地域の特性を活かした創意工夫がなされ、地域の魅力を一層高めるものであること。
半島地域を構成する市町村を選定対象とする場合にあっては、地域住民の意向が反映されるとともに、地域住民の積極的参加が確保されたものであること。
また、半島地域内に住所を有する個人又は団体を選定対象とする場合にあっては、当該半島地域を構成する市町村との連携にも留意して実施されているものであること。
年度毎に設定されるテーマに沿った取組であること。(注：15年度は「都市と農山漁村の交流」)
- 5 道府県知事の推薦
国土交通省都市・地域整備局長は、道府県知事から、当該道府県内における半島地域活性化事例について、4の選定基準に該当するものであって優良と認められるもの(原則として1事例)の推薦を受けます。
- 6 審査及び選定
5により推薦された事例について、半島地域活性化優良事列表彰委員会が書類等により審査するとともに、必要に応じて確認調査を行い、4の基準に基づき、優良事例を選定します。
- 7 半島地域活性化優良事列表彰委員会委員(敬称略)

| | | |
|-----|--------|--------------|
| 委員長 | 伊藤善市 | 東京女子大学名誉教授 |
| 委員 | 時子山ひろみ | 日本女子大学教授 |
| 委員 | 宮崎緑 | 千葉商科大学助教授 |
| 委員 | 谷合靖夫 | 全国町村会事務総長 |
| 委員 | 平田憲一郎 | 国土交通省大臣官房審議官 |
- 8 表彰
優良事例の表彰は、4事例程度について行い、国土交通大臣、半島地域振興対策協議会会長、半島地域振興対策議会議長連絡協議会会長及び全国半島振興市町村協議会会長が、それぞれ表彰します。